

伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例（平成 29 年伊那市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請の手続等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特例許可申請書（様式第 1 号）の正本及び副本に、それぞれ、別表に掲げる図書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、特例許可をするときは、特例許可通知書（様式第 2 号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書（様式第 3 号）に第 1 項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(意見の聴取の公告)

第 3 条 市長は、条例第 4 条第 2 項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の 3 日前までに公告するものとする。

(許可に当たり意見の聴取等を要しない場合)

第 4 条 条例第 4 条第 3 項の規則で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の条例第 4 条第 1 項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

(3) 条例第 4 条第 1 項の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力量、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力量、台数又は容量の合計を超えないこと。

(4) 用途の変更を伴わないこと。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく小黒川スマートインターチェンジ周辺地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の設置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の用途及び床面積
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
4面以上の立面図	縮尺
	開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺
	地盤面
	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ

様式第 1 号（第 2 条関係）

特例許可申請書

（第 1 面）

伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例第 4 条第 1 項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

（宛先）伊那市長

年 月 日

申請者氏名

印

1 申請者

- (1) 氏名のふりがな
- (2) 氏名
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

2 設計者

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

※受付欄	※決裁欄		
年 月 日			
第 号			
係員印			
※公告欄	※公開による意見の 聴取期日欄	※伊那市都市計画審 議会同意欄	※許可番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 号	第 号	第 号	第 号
係員印	係員印	係員印	係員印

(第2面)

建築物及びその敷地に関する事項

1 地名地番

2 住居表示

3 防火地域 防火地域 準防火地域 指定なし

4 その他の区域、地域、地区、街区

5 道路

(1) 幅員

(2) 申請区域と接している部分の長さ

6 敷地面積

(1) 申請区域の面積 () ()

(2) 用途地域等 () ()

(3) 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率
() ()

(4) 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率
() ()

(5) 申請区域の面積の合計 ()

(6) 申請区域に建築可能な延べ面積を申請区域の面積で除した数値 ()

(7) 申請区域に建築可能な建築面積を申請区域の面積で除した数値 ()

(8) 備考

7 主要用途 (区分)

8 工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替え

9 建築面積 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

(1) 建築面積 () () ()

(2) 建築面積の申請区域の面積に対する割合 ()

10 延べ面積 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

(1) 建築物全体 () () ()

(2) 延べ面積 () () ()

(3) 延べ面積の申請区域の面積に対する割合 ()

1 1 建築物の数

(1) 申請に係る建築物の数 ()

(2) 申請区域内の他の建築物の数 ()

1 2 工事着手予定年月日 年 月 日

1 3 工事完了予定年月日 年 月 日

1 4 その他必要な事項

1 5 備考

(第3面)

建築物別概要

1 建築物の番号 ()

2 工事種別等 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替え

3 構造 () 造) 一部() 造)

4 高さ

(1) 最高の高さ ()

(2) 最高の軒の高さ ()

5 階別用途別床面積

	(用途の具体的な名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()

6 その他必要な事項

7 備考

特例許可通知書

様

伊那市長 印

年 月 日付けの申請を伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例第4条第1項ただし書の規定による許可をいたしましたので、通知します。

- 1 建築場所

- 2 建築物の概要
 - (1) 主要用途
 - (2) 構造規模（構造）
 - (3) 延べ面積

- 3 許可に際しての必要な条件

（注意）この許可書は、大切に保存しておいてください。

特例許可をしない旨の通知書

様

伊那市長 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画について、下記の理由により伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例第4条第1項ただし書の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

記

（理由）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊那市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊那市を被告として（訴訟において伊那市を代表する者は伊那市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。